

1. 検討委員会設置要綱および委員名簿

大度園地・周辺海岸総合整備基本計画策定検討委員会設置要綱

平成29年1月23日

(設置)

第1条 糸満市の米須・山城海岸から大度海岸までの一帯にある歴史資源や観光資源の有効活用を図り、また、自然環境の保全を図ることにより、地域振興や観光振興、国際的人材の育成に寄与するため、具体的な施策と施設等について網羅した「大度園地・周辺海岸総合整備基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定することを目的として、大度園地・周辺海岸総合整備基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から、平成29年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて委員会に専門部会を設置することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員は所属する行政機関、関係団体等の者をもって代理出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じてその都度支給する。

3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者又はこれに準ずる者に対しては、報償費を支給しない。

4 委員の報償費の支給額は、本市が定める講師等謝礼金支払基準表の規定に準ずる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

[大度園地・周辺海岸総合整備基本計画策定業務]

大度園地・周辺海岸総合整備基本計画策定検討委員会名簿

敬称略、順不同

No	分野	氏名	所属団体・職名
1	学識経験者 (委員長)	諸見 武三	元沖縄県立農業大学校教務 元沖縄県農林水産部長
2	関係団体	徳元 秀雄	特定非営利活動法人 ジョン万次郎上陸之地記念碑建立期成会 副会長
3	学識経験者	堤 純一郎	国立大学法人 琉球大学工学部 教授
4	観光関係	嘉手苺 孝夫	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 専務理事
5	行政関連	安慶名 均	沖縄県企画部 企画調整統括監
6	行政関連	棚原 憲実	沖縄県環境部 環境企画統括監
7	行政関連	上原 司	糸満市経済観光部 部長
8	行政関連 (副委員長)	上原 仁	糸満市企画開発部 部長

2. 作業部会設置要領および部会員名簿

ジョン万次郎上陸之地記念碑建立作業部会設置要領

平成29年2月17日

(設置)

第1条 この要領は、大度園地・周辺海岸総合整備基本計画策定検討委員会設置要綱第5条第4項の規定に基づき、ジョン万次郎上陸之地記念碑建立作業部会(以下「作業部会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌し、協議結果を検討委員会に報告する。

- (1) ジョン万次郎上陸之地記念碑建立に関すること。
- (2) その他ジョン万次郎上陸之地記念碑建立に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会の部会員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 部会員の任期は、委嘱又は任命した日から、平成29年3月31日までとする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 作業部会には、会長1人を置き、部会員の互選により定める。

- 2 会長は、作業部会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、意見又は説明を求め

ることができる。

(報償費)

第7条 部会員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じてその都度支給する。

3 部会員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者又はこれに準ずる者に対しては、報償費を支給しない。

4 部会員の報償費の支給額は、本市が定める講師等謝礼金支払基準表の規定に準ずる。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月17日から施行する。

[大度園地・周辺海岸総合整備基本計画策定業務]

ジョン万次郎上陸之地記念碑建立作業部会名簿

敬称略、順不同

No	分野	氏名	所属団体・職名
1	学識経験者	上條 文穂	沖縄県立芸術大学 美術工芸学部 美術学科 彫刻専攻
2	関係団体 (会長)	徳元 秀雄	特定非営利活動法人 ジョン万次郎上陸之地記 念碑建立期成会 副会長
3	行政関連	神谷 良昌	糸満市教育委員会 総務部 部長
4	行政関連	金城 寛	糸満市建設部 部長

大度園地・周辺海岸総合整備基本計画

発 行 ：平成 29 年 5 月

発 行 者 ：沖縄県 糸満市 企画開発部 政策推進課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

電話 098-840-8122 FAX 098-840-8157

調査・編集 ：株式会社 国建

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号

電話 098-861-0578 FAX 098-868-4771